自然環境保全活動事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は生物多様性に優れた自然環境の保全を推進するために、自然環境保全活動事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、ＮＰＯ等の環境保全団体が実施する生物多様性の保全に資する活動に要する経費について予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「生物多様性」とは、生物多様性基本法（平成２０年法律第５８号）第２条第　１項に規定する生物の多様性をいう。

（２）「生物多様性に優れた地域」とは、別途募集要項で定める地域をいう。

（３）「希少野生動植物」とは、大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成１８年大分県条例第14号。以下「条例」という。）第９条第１項の規定により指定された指定希少野生動植物並びにレッドデータブックおおいた２０２２年版掲載種及び別途募集要項に定める絶滅危惧相当種をいう。

（４）「外来生物」とは、環境省及び農林水産省作成の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」並びに大分県作成の「大分県の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」掲載種をいう。

（補助対象経費、補助率）

第３条　この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助率 |
| 生物多様性に優れた地域の保全再生事業 | 自然環境保全活動を実施する法人その他の民間団体 | 事業実施主体が補助対象事業を実施するために必要な経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料、手数料、人件費、調査研究費、その他知事が特に必要と認める経費） | １０／１０以内ただし、３００千円（大分県が選定し、公表している「おおいたの重要な自然共生地域」における生物の生息・生育状況調査であって、国の「自然共生サイト」の認定のための事業は１，０００千円）を上限とする |
| 希少野生動植物保全事業 |
| 外来生物防除事業 |

（補助金の交付申請）

第４条　規則第３条第１項の規定による申請は、補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（１）事業計画書（第２号様式）

（２）収支予算書（第３号様式）

（３）その他知事が必要と認める書類

２　規則第３条第３項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第２項第１号、第２号及び第６号に掲げる事項とする。

３　第１項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第５条　規則第５条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第４号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

（５）暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。

（６）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」とい

　　う。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡

　　し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資

　　産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」

　　という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年

　　数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（７）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（８）財産のうち、一件当たりの取得価格が５０万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（９）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（10）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１１条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（11）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１２条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第５号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（12）その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

２　規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金

　の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

（１）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

（２）補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の２０パーセント以

　　内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第６条　規則第６条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第６号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第７条　規則第７条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して１５日を経過した日までとする。

（状況報告）

第８条　知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（補助金の交付方法）

第９条　この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第１０条　補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第７号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条　規則第１２条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第８号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の２月２０日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（１）事業実績書（第９号様式）

（２）収支精算書（第１０号様式）

（３）契約書又は見積書等の契約の経緯が分かる書類の写し（遂行状況報告書に添付

　　　済みのものを除く）

（４）成果物及び取組状況等の写真等

（５）検査調書の写し（物件の取得を目的としない場合は不要。契約金額が１００万

　　　円未満のものについては、完了確認の日及び確認者を記載した納品書又は請求

　　　書の添付によることができる）

（６）領収書又は請求書の写し

（７）財産管理台帳の写し（この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産

　　　がある場合）

（８）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第１２条　規則第１３条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第１１号様式)により行うものとする。

（書類の提出部数）

第１３条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は１部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附　則

　この要綱は、令和４年度の予算に係る自然環境保全活動事業費補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和６年度の予算に係る自然環境保全活動事業費補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和７年度の予算にかかる自然環境保全活動事業費補助金から適用する。

第１号様式(第４条関係)

年度自然環境保全活動事業費補助金交付申請書

第　　　　　号

年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

　　年度において、下記のとおり自然環境保全活動事業を実施したいので、補助金　　　　　　　　　円を交付されるよう、自然環境保全活動事業費補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

　１　事業の対象

　２　事業実施の場所

３　事業の概要（目的と手法）

　４　期待される成果

　５ 事業の完了予定年月日

 　　　　年　　　月　　　日

　６　添付書類

　　(1) 事業計画書（第２号様式）

　　(2) 収支予算書（第３号様式）

 (3) その他知事が必要と認める書類

第２号様式（第４条関係）

事　業　計　画　書

 １　事業日程及び事業の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 事　業　日　程 | 事　業　の　内　容 |
|  |  |  |

　２ 事業に要する経費 　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 補助対象経費 | 経　費　の　内　訳 |
|  |  |  |

第３号様式（第４条関係）

収　 支　 予　 算　 書

 １　収　入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予　算　額 | 備　　考 |
|  　　 県費補助金 |  円 |  |
| 計 |  |  |

　２ 支　出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予　算　額 | 備　　考 |
|  |  円 |  |
| 計 |  |  |

第４号様式(第５条関係)

年度大分県自然環境保全活動事業変更承認申請書

第　　　　　号

　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

　　　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知のあった　　　　年度自然環境保全活動事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう自然環境保全活動事業費補助金交付要綱第５条第１項第１号の規定により申請します。

記

　１　変更の理由

　２　変更事項及びその内容

(注) 以下、第１号様式の記の３以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう二段書きにし、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

第５号様式（第５条関係）

年度自然環境保全活動事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第　　　　　号

年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

　　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　号で交付決定通知のあった　　　　年度自然環境保全活動事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、自然環境保全活動事業費補助金交付要綱第５条第１項第１１号の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

　　（　　　年　　月　　日付け　　第　　　号による額の確定通知額）

２　補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額　　金　　　　　　　　円

３　消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額　　金　　　　　　　　円

４　要補助金返還相当額（３－２）　 金　　　　　　　　円

　　（注）１　別紙の集計表を添付すること。

　　　　　２　その他参考となる書類

　　　　　　　　　消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）

　　　　　　　　　を添付すること。別　紙

　年度自然環境保全活動事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額（Ａ） | 補　助　率（Ｂ） | 仕入れに係る消費税 等仕入控除税額（Ａ×Ｂ） | 備　　考 |
|  円 |  |  円 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）１　「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により、仕入れに係る消費税額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

　　　２　「仕入れに係る消費税等仕入れ控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該得た金額を記載すること。

第６号様式(第６条関係)

　　年度自然環境保全活動事業費補助金交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

|  |
| --- |
| 大分県知事　　　　　　　　　 |

　　　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付申請のあった　　　　年度自然環境保全活動事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、自然環境保全活動事業費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

　１　補 助 対 象 経 費　　　　金　　　　　　円

　２　補助金の交付決定額　　　 金 　　　　円

　３　補助条件

　(1) 補助事業の経費の配分又は内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助金交付事業変更承認申請書（第４号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

　(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

　(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備

保管すること。

 （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第

　　６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団を

　　いう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。

　(6) 補助事業により取得した財産（不動産及びその従物を含む。以下「財産」という。）は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運用を図ること。

　(7) 財産は、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りでない。

　(8) 財産のうち、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合を除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

　(9) 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

　(10)自然環境保全活動事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。） 第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、要項第１１条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

　(11) 要項第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、要項第１２条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第５号様式）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

　(12) その他大分県補助金等交付規則（以下「規則」という。）、実施要領及び要綱の定めに従うこと。

　(13) 規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助金の交付目的に反しない事業内容の変更及び補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の２０パーセント以内の増減とする。

（注） 要綱第５条第１項第１号の規定による補助事業変更承認申請書に基づき、変更交付決定通知をするときは、この様式中「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」に、それぞれ読み替えるものとし、記の１及び２については、変更前を上段にかっこ書きで記載すること。

第７号様式(第１０条関係)

　　年度自然環境保全活動事業費補助金交付請求書

第　　　　　号

年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

　　　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知のあった　　　　年度自然環境保全活動事業費補助金　　　　　　　円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、自然環境保全活動事業費補助金交付要綱第１０条の規定により請求します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残 額 | 事業完了予定（完了）年月日 | 備 考 |
| 　　　　　円  |  円 |  円 |  円 |   |  |

　　振込み口座

　　　　振込先銀行名（支店）

　　　　口座名義（カタカナ）、口座種別、口座番号

 　　　第８号様式(第１１条関係)

　　年度自然環境保全活動事業実績報告書

第　　　　　号

年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

　　　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知のあった　　　　年度自然環境保全活動事業について、下記のとおり実施したので、自然環境保全活動事業費補助金交付要綱第１１条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

　１　補助事業の効果

　２　補助事業完了年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　３　添付書類

　　（１）事業実績書（第９号様式）

　　（２）収支精算書（第１０号様式）

　　（３）契約書又は見積書等の契約の経緯が分かる書類の写し（遂行状況報告書に

　　　　　添付済みのものを除く）

　　（４）成果物及び取組状況等の写真等

　　（５）検査調書の写し（物件の取得を目的としない場合は不要。契約金額が100

　　　　　万円未満のものについては、完了確認の日及び確認者を記載した納品書又

　　　　　は請求書の添付によることができる）

　　（６）領収書又は請求書の写し

　　（７）財産管理台帳の写し（この補助事業によって取得し、又は効用の増加した

　　　　　財産がある場合）

　　（８）その他知事が必要と認める書類

第９号様式（第１１条関係）

事　　業　　実　　績　　書

 １事業日程及び事業の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 　業 　名 | 事　業　日　程 | 事　業　の　内　容 |
|  |  |  |

 ２事業に要した経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 　業 　名 | 補 助 対 象 経 費 | 経　費　の　内　訳 |
|  |  |  |

第１０号様式（第１１条関係）

収支精算書

　(1) 収入の部 (単位：円)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 精算額 | 予算額 | 増　減 | 備　　考 |
|  県費補助金 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　(2) 支出の部 　 (単位：円)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 精算額 | 予算額 | 増　減 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

第１１号様式(第１２条関係)

　　　　年度自然環境保全活動事業費補助金の額の確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

|  |
| --- |
| 大分県知事　　　　　　　　　 |

　　　　　年　　月　　日付け　第　　号で提出された　　　　年度自然環境保全活動事業実績報告書に基づき、　　年　　月　　日付け　第　　号による交付決定通知に係る補助金の額　　　　　　　円については、金　　　　　　　　　円に確定したので、自然環境保全活動事業費補助金交付要綱第１２条の規定により通知します。